



その注文、定期購入じゃないですか？ ～ひっそり潜む契約の罠～

SNSやインターネット通販サイトに『契約すると初回限定無料』などといった、契約や購入を促す広告が増加しています。内容の確認をせず、すぐ契約してしまうのはとても危険です。

ケース1

SNSの広告で「通常価格 1 万円以上する美容液が、初回限定では2,000円で購入できる」と記載してあったので購入した。商品は届いたが、納品書には「次回お届け予定日」についての記載があり、確認したところ、「初回含めた全 4 回の購入が条件のコースになっている」と言われ、解約したい事を伝え、「解約手数料が必要」と言われ、支払ってしまった。

ケース2

動画サイトの広告に、お試し特別価格と記載されており、ダイエットサプリメントを1回のつもりで注文したが、実際には複数回購入することが条件の定期購入だったため、解約手続きをしようとしたが事業者に電話が繋がらず、解約ができない。

！ 申し込む前のポイント

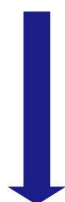
- ☒ 1 回限りの購入か？継続的な購入か？
- ☒ 継続的な購入の場合、回数が定められているか？
- ☒ 支払う総額はいくらか？
- ☒ 解約や返品が可能か？その条件は・方法は？



誰もが巻き込まれる可能性がある消費者問題。あなたはひとつだと思いませんか？
厚岸町消費生活相談窓口から消費者問題についてお届けします。

「定期購入」を無視するとどうなるのか、 みなさんは知っていますか？

商品が届き、受け取り拒否をしても、解約しない限り支払い義務が生じるため、どんどん金額が増えてしまいます。



こうならないためにも…。

- ▶すぐに事業者へ解約手続きの連絡をしましょう。
- ▶事業者と連絡が繋がらない場合は、すぐに消費生活センター(TEL：188)にお問い合わせください。



令和6年度 厚岸町消費生活 相談窓口相談件数

- 厚岸町消費生活相談窓口への相談
6件(前年度比-1件)
 - 厚岸町消費生活相談窓口への情報提供
9件(前年度比+3件)
 - 釧路市消費生活センターへの相談
14件(前年度比+7件)
- (令和7年3月末現在)

少しでも不審だと感じたときは、行動する前に、家族や消費生活相談窓口、警察に相談しましょう！

厚岸町消費生活相談窓口(役場内) ☎0153-52-3131(平日：8時30分から17時15分まで)
警察専用相談ダイヤル ☎#9110(平日：8時30分から17時15分まで)
消費者ホットライン ☎188(土日・祝日：10時から16時まで)